

○環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）

改正案

現行

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
二〇十三	別表第一（第一条、第三条、第六条関係） 事業の種類 第一種事業の要件 一 法第二 条第二項 第一号イ に掲げる 事業の種 類	別表第一（第一条、第三条、第六条関係） 事業の種類 第一種事業の要件 一 法第二 条第二項 第一号イ に掲げる 事業の種 類	別表第一（第一条、第三条、第六条関係） 事業の種類 第一種事業の要件 一 法第二 条第二項 第一号イ に掲げる 事業の種 類
(略)	ト 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十九条に規定する林道の開設又は拡張の事業であつて、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号二及び同項第二号（三）に規定する林道に係るもの（幅員が六・五メートル以上であり、かつ、長さが二十キロメートル未満である林道を設けるものに限る。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(略)